

東日本大震災復興緊急融資利子補給のご案内

茨城県では東日本大震災により被害を受け、東日本大震災復興緊急融資を利用した中小企業者の方に利子補給を行います。利子補給を受ける場合には改めて申請が必要となりますので、次の事項をご確認のうえ、申請をお願いします。

1 利子補給対象者

- ・茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資を利用した方
- ・茨城県東日本大震災復興緊急融資を利用した方

※茨城県中小企業等グループ施設等災害復旧事業費補助金、市町村からの利子補給金を受けた方については、一部又は全部が対象外となる場合があります。

2 利子補給期間 融資を受けた後3年間

毎年1月1日～12月31日までに金融機関に対して支払った利子に対して、本人に直接利子補給します。

3 利子補給の対象及び利子補給率

利子補給対象資金	融資要件	条件	利子補給率
震災により被害を受けた建物、設備等の修繕のために借り入れた資金	特別対策融資(1) 復興緊急融資ア	事業用建物が全壊	10/10
		上記以外	1/2
上記以外の資金	特別対策融資(2) 復興緊急融資イ 復興緊急融資ウ		1/3

※利子補給金は金融機関に支払った利子に対して利子補給率を乗じてお支払いします。事業用建物が全壊した方については罹災証明の添付が必要です。

4 交付申請書提出期限 融資を受けた翌年の2月15日（必着）

今回交付申請書を提出いただければ2年目以降の手続きは不要です。

平成24年以降に融資を申し込まれる方は、融資認定申請を提出する際に併せて交付申請書を提出していただきます。

5 申込先及び交付申請書配布場所

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、県産業政策課
申込みは郵送でも受け付けます。

6 お問い合わせ先



茨城県 商工労働部 産業政策課 金融グループ
水戸市笠原町 978 番 6 TEL 029-301-3530

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushitop.htm>